

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

1. 吸収合併が効力を生じた日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
6. 会社法第 921 条の変更の登記予定日
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

2024 年 10 月 1 日

川崎市幸区堀川町 580 番地 16

黒田精工株式会社

代表取締役 黒田 浩史 (会社代表印)



黒田精工株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社とし、クロダイインターナショナル株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社として実施した吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、以下の事項を開示します。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 20 日付けの官報及び電子公告により公告を行いました。吸収合併消滅会社の債権者から、異議申述期限までに、会社法第 789 条第 1 項に基づく異議はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 8 月 20 日付けで株主に対する通知に代わる公告を行ったところ、株主からの反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法 796 条第 2 項本文の簡易合併に該当するため、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求の適用はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 20 日付けの官報及び電子公告により公告を行いました。当社の債権者から、異議申述期限までに、会社法第 799 条第 1 項に基づく異議はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は 2024 年 10 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに附随する権利義務の一切を吸収合併消滅会社より承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更登記予定日

2024 年 10 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 合併対価について参考となるべき事項
4. 新株予約権の定めに関する事項
5. 吸収合併存続会社についての事項（吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容及び吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）
6. 吸収合併消滅会社についての事項（吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）
7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2024 年 8 月 20 日

川崎市幸区堀川町 580 番地 16
クロダイインターナショナル株式会社
代表取締役 黒田 浩史（会社代表印）



1. 吸収合併契約の内容

当社は、黒田精工株式会社（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社とし、当社（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を、2024年10月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行うことにいたしました。

本合併に係る吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

消滅会社が存続会社の完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はございません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

5. 吸収合併存続会社についての事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 吸収合併消滅会社についての事項

- (1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社の最終事業年度の末日（2024 年 3 月 31 日）現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約 24,644,101 千円及び約 13,695,717 千円であり、資産の額は負債の額を上回っております。また、2024 年 4 月 1 日以降、本日までの間、本効力発生日以後における存続会社の債務の履行に重大な支障を及ぼすような大幅な減収及び損失等は発生しておりません。

また、本効力発生日以後の存続会社の財務及び損益の状況については、存続会社の負担すべき債務の履行に重大な支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

さらに、本合併により存続会社が承継する消滅会社の資産及び負債についても、本効力発生日以後における存続会社の債務の履行に重大な支障を及ぼすものではありません。

したがって、本合併により、本効力発生日において存続会社が消滅会社の債務の全てを承継した場合でも、本効力発生日以後における存続会社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

以上



吸収合併契約書

黒田精工株式会社（以下「甲」という。）及びクロダイインターナショナル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行う。

第2条 （当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）：

商 号：黒田精工株式会社

住 所：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16

(2) 吸収合併消滅会社（乙）：

商 号：クロダイインターナショナル株式会社

住 所：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16

第3条 （合併対価）

甲は、本件吸収合併に際して、乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条 （甲の資本金及び準備金）

本件吸収合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条 （本件吸収合併の効力発生日）

本件吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年10月1日とする。ただし、本件吸収合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙の合意により効力発生日を変更することができる。

第6条 （権利義務の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債その他一切の権利義務（乙とその従業員との雇用関係及びこれに付随する権利義務を含む。）を承継する。

第7条 （合併承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項柱書本文の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収合併を行う
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収合併を行う。

第8条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め相手方の同意を得てこれを行う。

第9条 （本契約の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合その他本件吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は合意により、本契約に定める本件吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （本契約の効力）

効力発生日までに、関連法令に基づいて要求される監督官庁等の承認を得られない場合には、本契約はその効力を失う。

第11条 （管轄裁判所）

本契約に関連して発生する訴訟その他の一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 （規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収合併に関して必要な事項については、甲及び乙が協議した上でこれを決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙はその写しを保有する。

2024年7月30日

甲：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16

黒田精工株式会社

代表取締役 黒田 浩史



乙：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16

クロダイインターナショナル株式会社

代表取締役 黒田 浩史



事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシア・ウクライナ紛争の長期化や中東情勢の悪化、世界的なインフレ、欧米における金融引き締めや中国経済の減速などの影響により、先行き不透明な状況で推移しました。国内経済については、社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要はコロナ感染拡大前を上回る水準に転じるなど、全体では緩やかな景気の回復が続きました。

こうした状況下、当社グループにおいては半導体・液晶関連装置の市況低迷の長期化により駆動システム商品の受注が減少しました。金型システム事業については、電動車駆動モーター用金型の受注が堅調であった一方、プレス製品の大口販売先の販売不振の影響を受けました。機工・計測システム事業についても工作機械や減速機市場の低迷などから低水準の受注に終わりました。

以上の結果、受注高は17,264百万円（前年同期比4,693百万円、21.4%減）となりました。

売上高については、受注残の消化に努めたものの18,504百万円（前年同期比4,242百万円、18.7%減）と受注減少の影響を受け減少しました。

利益面に関しては、売上高の減少に加え、ドイツ現地法人の工場移転に伴う生産低迷が続いていることの損益影響を大きく受け、連結営業利益は583百万円（前年同期比701百万円、54.6%減）となりました。経常利益は為替差益204百万円の営業外収益もあり844百万円（前年同期比688百万円、44.9%減）、となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、498百万円（前年同期比408百万円、45.0%減）となりました。この背景として、当社の連結子会社であるKURODA JENA TEC HOLDINGS LTD（英国、以下「KJTH社」）の子会社であるJenaer Gewindetechnik GmbH（ドイツ）の業績が低迷し営業損失が継続していたことからKJTH社買収時に計上したのれんの将来の回収可能性を再検証した結果、同社に係るのれんの減損損失721百万円を特別損失として計上し、また当該事象に関連して繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、法人税等調整額（益）726百万円を計上したこと等があります。

セグメントの業績は以下のとおりです。

なお、下記セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて表示しております。

○ 駆動システム

当セグメントでは、半導体・液晶関連装置市場向け受注の減少傾向が続いており、受注高は、5,650百万円（前年同期比1,624百万円、22.3%減）に留まりました。

売上高についても同様に6,711百万円（前年同期比2,254百万円、25.1%減）となりました。

収益面では、黒田精工単体としては営業利益を確保したものの、ドイツ現地法人の業績低迷の影響を大きく受けて、営業損失91百万円（前年同期は営業利益1,030百万円）となりました。

○ 金型システム

当セグメントでは、車載用モーターコアの主要ユーザーの生産調整により受注高は8,178百万円（前年同期比2,466百万円、23.2%減）となりました。売上高は、車載用モーター向け金型の売上が増加したものの、車載用モーターコアの減少により8,300百万円（前年同期比1,498百万円、15.3%減）となりました。利益面においては、車載用モーター向け金型の増収や、売上総利益率の改善努力、品種構成差等が寄与して利益率が大幅に改善し、営業利益は765百万円（前年同期比398百万円、108.7%増）と増益となりました。

○ 機工・計測システム

当セグメントでは、工作機械市場全体の低迷と、精密減速機の在庫調整等の影響を受けて、受注高は3,434百万円（前年同期比620百万円、15.3%減）となりました。受注残の消化に努めましたが、売上高は3,527百万円（前年同期比471百万円、11.8%減）となりました。収益面では、経費抑制の効果により単体では黒字転換を果たしましたが、自動車関連向け商品を手掛ける子会社の業績悪化があり、前期より縮小したものの営業損失54百万円（前年同期は営業損失81百万円）と損失が残る結果となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,957百万円で、その主なものは次のとおりであります。

駆動システム部門	当社かずさアカデミア工場、旭工場及びJenaer Gewindetechnik GmbH ボールねじ製造用機械装置
金型システム部門	当社長野工場及びクロダプレシジョンインダストリーズ(M) 長野工場建屋増床、金型製造用機械装置、モーターコア後工程装置

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期運転資金および設備資金として総額1,815百万円の長期資金を調達いたしました。また、安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額3,600百万円のコミットメントライン契約を締結しており、2024年3月末時点の実行額は1,500百万円となっております。

(2) 直前3事業年度の企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 77 期 (2021年 3 月期)	第 78 期 (2022年 3 月期)	第 79 期 (2023年 3 月期)	第 80 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	13,289	18,042	22,746	18,504
経 常 利 益 (百万円)	357	1,437	1,533	844
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	126	563	906	498
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	22円37銭	99円36銭	159円54銭	87円51銭
総 資 産 (百万円)	19,659	22,047	25,402	25,884
純 資 産 (百万円)	9,306	9,806	10,730	11,697
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,610円98銭	1,693円66銭	1,849円56銭	2,019円39銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第78期の期首から適用しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って適用しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
クロダイインターナショナル株式会社	20,000 千円	100.0%	空気圧機器のメンテナンス
クロダプレジジョンインダストリーズ(M)	7,000 千リンギット	70.0	金 型 製 品 の 製 造 販 売
平 湖 黒 田 精 工 有 限 公 司	2,695 千ドル	95.6	ボールねじ金型部品他の製造販売
韓 国 黒 田 精 工 株 式 会 社	625,000 千ウォン	100.0	ボ ー ル ね じ の 販 売
KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD.	5,968 千ポンド	100.0	JENA TECグループのホールディング会社
※ Jenaer Gewindetechnik GmbH	1,022 千ユーロ	100.0	ボ ー ル ね じ の 製 造 販 売
※ KURODA JENA TEC, INC.	60 千ドル	100.0	ボ ー ル ね じ 他 の 販 売
株 式 会 社 ゲ ー ジ ン グ	22,000 千円	52.3	ゲ ー ジ の 製 造 販 売

(注) 印の2社は、KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD.を通じての間接所有となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは2021年度～2025年度の5年間を対象期間とする中期経営計画 Vision2025を策定しており、創業100周年を迎える2025年度までの期間を『新たな成長軌道への飛躍と安定的に利益を生む収益構造への転換を目指す5年』と位置付けています。この中期計画に織り込んだ経営諸課題に加え、足元の経営環境の変化を踏まえた課題に取り組むことが重要と考えます。具体的に以下のような諸課題に対処していく所存です。

駆動システム事業では、直動システム商品の拡販、より生産性の高い自動化製造ラインの拡充と、生産管理強化による納期短縮に取り組みます。同時に、半導体以外の市場開拓を通して、半導体市況の谷でも利益を出すことができる顧客基盤の整備にも重点的に取り組みます。また2024年3月期に特別損失を計上するに至ったドイツ子会社につきましても、優先課題として経営改善および生産性向上に努めます。金型システム事業では、電動車向けを中心に中期計画を上回るペースで需要が拡大しており、市場に対応したスピードで高効率モーターコア量産技術の向上とコアおよび金型の生産能力増強を行いながらモーターコア量産プロジェクトの確実な推進に努めます。機工・計測システム事業では、当社独自の技術による高精度油圧治具や高効率研削装置等の新商品・ソリューション開発の加速、海外販売・サービス提供網の強化等を通じて業績向上への取り組みを引き続き進めます。

また、DX化推進を3事業共通の基盤としながら、①収益力強化、②技術力強化、③顧客関係強化を図ることにより、それぞれの事業に於いて世界的に「ニッチ・トップ」となることを目指します。3事業が相互に補完し合い、全社ベースで安定的に収益とキャッシュフローを拡大し、成長分野への再投資と利益還元を適切な水準で実施することにより、成長戦略の実現と企業価値の向上を目指しています。

ESG経営への取り組みも更に強化して行きます。環境面では、2050年度に実質的「カーボンニュートラル」の達成を目指すロードマップを作成しました。各種省エネ施策の実施、全社用車の電動化、工場への太陽光パネルの設置等に加え、経済合理性のある調達価格であることを前提とした再エネ由来等のカーボンフリー電力への切り替え、更に削減が困難な部分の排出量については、植林（J-クレジット制度）等によるカーボンオフセットの施策を展開することにより、最終的なカーボンニュートラル達成を目指します。これらの計画を社内で着実に実行するとともに、低炭素社会の実現に貢献できる高効率モーターコア等の技術開発を継続して実行します。

人的資源の活用面では、オフィスや工場に於いてDX化の推進を図りながら、女性管理職比率の引き上げを含むダイバーシティの一層の推進に取り組みます。また高齢者雇用制度の拡充や、子育て支援を含めた働き方改革や人事制度の見直し・人財育成を推進し、全社員がより働き易く、より働き甲斐がある制度・職場環境を作り上げていく所存です。

また、グループ全体のガバナンス向上に向けた取り組みを行うとともに、PBR1倍割れの状況の改善を含め企業価値の向上を図ることを重要な課題と捉えてIR活動の内容を更に充実させ、積極的に情報発信をしながら株主の皆様との対話を緊密にしていまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業	主 要 製 品
駆 動 シ ス テ ム	精密研削ボールねじ、転造ボールねじ、ボールねじアクチュエータ、XYステージ、ガイド、ギア
金 型 シ ス テ ム	積層精密プレス型、精密金属プレス商品、モーターコア
機 工 ・ 計 測 シ ス テ ム	保持工具、ゲージ、平面研削盤、超精密鏡面研磨装置、超精密表面形状測定装置

(6) 企業集団の主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

当 社 本 社 (神奈川県川崎市)
当社国内生産拠点：富津工場 (千葉県富津市)、かずさアカデミア工場 (千葉県君津市)、
旭工場 (千葉県旭市)、長野工場 (長野県北安曇郡池田町)
当社国内販売拠点：名古屋支店 (愛知県名古屋市)、大阪支店 (大阪府大阪市)
海 外 拠 点：クロダプレシジョンインダストリーズ(M) (マレーシア)、
平湖黒田精工有限公司 (中国)、韓国黒田精工株式会社 (韓国)、
KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. (英国)、Jenaer Gewindetechnik GmbH
(ドイツ)、KURODA JENA TEC, INC. (米国)

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業	使用人数	前連結会計年度末比増減
駆動システム	266 (108) 名	20名増 (27名減)
金型システム	212 (165) 名	16名増 (14名減)
機工・計測システム	120 (33) 名	1名減 (8名減)
全社 (共通)	47 (21) 名	4名減 (2名増)
合計	645 (327) 名	31名増 (47名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
433名	4名増	42.4歳	16.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、出向者 (19名)、臨時従業員 (197名) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,843,832千円
株式会社横浜銀行	913,817
株式会社日本政策投資銀行	600,000
株式会社三井住友銀行	561,916
三井住友信託銀行株式会社	313,333
株式会社三菱UFJ銀行	308,416
株式会社千葉銀行	296,000
株式会社商工組合中央金庫	220,000

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,960,000株
- ② 発行済株式の総数 5,706,942株（自己株式7,710株を含む。）
- ③ 株主数 2,777名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本共創プラットフォーム	1,135,500株	19.92%
黒田浩史	290,127	5.09
株式会社みずほ銀行	276,235	4.85
ファナック株式会社	196,800	3.45
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	196,700	3.45
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	184,000	3.23
株式会社日本政策投資銀行	171,400	3.01
ユーログループ ラミネーションズ エスピーエー	168,600	2.96
株式会社横浜銀行	149,600	2.62
三井住友信託銀行株式会社	123,200	2.16

（注）持株比率は自己株式（7,710株）を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	13,807株	5名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「（3）会社役員の状況」の「④取締役および監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	黒 田 浩 史	クロダイインターナショナル(株)代表取締役社長 クロダプレシジョンインダストリーズ(M)取締役 平湖黒田精工有限公司董事長 韓国黒田精工(株)取締役会長 KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. 取締役会長 KURODA JENA TEC, INC. 取締役社長 Eurotranciatura U.S.A., LLC マネージャー
専 務 取 締 役	石 井 克 則	金型事業部長、長野工場長 クロダプレシジョンインダストリーズ(M)取締役 平湖黒田精工有限公司董事 Eurotranciatura U.S.A., LLC マネージャー 紅忠黒田ラミネーション(株)取締役
常 務 取 締 役	紫 波 文 彦	駆動システム事業部長 韓国黒田精工(株)取締役 KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. 取締役 KURODA JENA TEC, INC. 取締役 平湖黒田精工有限公司董事
取 締 役	米 川 泉	技術本部長、研修センター長
取 締 役	荻 窪 康 裕	管理本部長、営業業務部長、経理部長 KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD. 取締役 KURODA JENA TEC, INC. 取締役
取 締 役	富 山 和 彦	(株)経営共創基盤IGPIグループ会長 (株)日本共創プラットフォーム代表取締役社長 パナソニックホールディングス(株)社外取締役 (株)JBIC IG Partners非業務執行取締役 東京大学エコノミックコンサルティング(株)社外取締役 (株)ビジョンケア社外取締役 一般社団法人日本取締役協会 会長 代表理事 一般社団法人VENTURE FOR JAPAN 理事 (株)メルカリ社外取締役
取 締 役	稲 川 文 雄	(株)紀文食品社外取締役

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	富 山 勝 年	クロダイインターナショナル(株)監査役 平湖黒田精工有限公司監査役 韓国黒田精工(株)監査役 株ゲーシング監査役 日本金型産業(株)監査役 Winwell Japan(株)監査役
監 査 役	米 田 隆	公益社団法人日本証券アナリスト協会プライベート バンキング教育委員会委員長 早稲田大学 商学大学院 ビジネス・ファイナンス研究センター 招聘研究員 株グローバル・リンク・アソシエイツ代表取締役 株青山ファミリーオフィスサービス取締役
監 査 役	井 口 泰 広	朝日生命保険(相)代表取締役専務執行役員 総務部 人事部 人事総務部担当 株白洋舎社外取締役 株セーフティ社外監査役 NHSインシュアランスグループ(株)社外取締役 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ 日本協会理事

- (注) 1. 取締役富山和彦、取締役稲川文雄の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役米田隆、監査役井口泰広の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役富山勝年氏は、当社における経営企画室長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役米田隆氏は、日本証券アナリスト協会プライベートバンキング教育委員会委員長であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役井口泰広氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役稲川文雄、監査役米田隆、監査役井口泰広の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合、若しくは当該保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	91	71	19	5
監査役 (社外監査役を除く)	16	16	—	2
社外取締役	3	3	—	2
社外監査役	6	6	—	2

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額（社外取締役を除く取締役5名に対し、19百万円）が含まれております。

ロ. 非金銭報酬等の内容

業務執行取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬を交付しております。

当株式報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、2. 会社の現況及び下記ニに記載のとおりです。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第62期定時株主総会で決議された年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第62期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は3名です。また、これとは別枠で譲渡制限付株式報酬のための報酬限度額は、2018年6月28日開催の第74期定時株主総会で決議された年額30百万円（社外取締役は除く）以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く）の員数は5名です。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を決議しております。

b. 決定方針の内容の概要

(a). 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業理念を實踐できる優秀な経営人財を確保し、上場企業として持続的な成長に不可欠な人財を登用できる報酬とします。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬である株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その役割と独立性の観点に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

(b). 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

(c). 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の非金銭報酬は、業務執行取締役に対して、金銭報酬債権を付与して譲渡制限付株式を取得させるものであり、当社は、対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、原則として毎事業年度一定の時期に、対象取締役に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、譲渡制限の合意等を含んだ割当契約を締結して、これを保有させます。

各対象取締役に對して付与される譲渡制限付株式を取得させるための金銭報酬債権の金額及び交付される譲渡制限付株式の数は、譲渡制限付株式報酬規程等において規定されている算定方法に従い、役位、在任年数、株価等に基づき、決定します。

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の払込期日から30年間とします。譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件とし、譲渡制限が解除されます。また、譲渡制限期間が満了する前に当該割当契約に定める理由により当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限が解除されます。

(d). 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、決定するものとします。

(e). 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

個人別の基本報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、株主総会で承認された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬額を決定する権限を有します。なお、株式報酬は譲渡制限付株式報酬規程において割当株式数に関する算定方法を規定しており、改訂する場合は取締役会の決議によります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査役と意見交換をするものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該意見交換の内容に沿って決定をしなければならないこととします。

c. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会が監査役との意見交換において基本報酬について他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を踏まえた多角的な検討を行っており、代表取締役社長も当該意見交換の内容に沿って決定していること、株式報酬について譲渡制限付株式報酬規程に定める割当株式数に関する算定方法に基づき決定していること等決定方針との整合性を含めて総合的に審議決定しており、取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定等

当事業年度においては、取締役会から各取締役の基本報酬の額の決定の委任を受けた代表取締役社長黒田浩史が、監査役との意見交換の内容に沿い、各取締役の基本報酬の額を決定しております。代表取締役社長に対して委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の報酬水準の決定を行うためです。

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役	富 山 和 彦	(株)経営共創基盤IGPIグループ 会長	取引関係はありません。
		(株)日本共創プラットフォーム 代表取締役社長	資本業務提携契約を締結しており、当社 株式1,135,500株を保有しております。
		パナソニックホールディングス(株) 社外取締役	取引関係はありません。
		(株)JBIC IG Partners 非業務執行取締役	取引関係はありません。
		東京大学エコノミック コンサルティング(株) 社外取締役	取引関係はありません。
		(株)ビジョンケア社外取締役	取引関係はありません。
		一般社団法人日本取締役協会 会長 代表理事	取引関係はありません。
		一般社団法人VENTURE FOR JAPAN 理事	取引関係はありません。
		(株)メルカリ社外取締役	取引関係はありません。
社外取締役	稲 川 文 雄	(株)紀文食品社外取締役	取引関係はありません。

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外監査役	米 田 隆	公益社団法人日本証券アナリスト協会 プライベートバンキング教育委員会 委員長	取引関係はありません。
		早稲田大学 商学学院 ビジネス・ファイナンス 研究センター 招聘研究員	取引関係はありません。
		(株)グローバル・リンク・ アソシエーツ代表取締役	取引関係はありません。
		(株)青山ファミリーオフィス サービス取締役	取引関係はありません。
社外監査役	井 口 泰 広	朝日生命保険(相) 代表取締役専務執行役員 総務部 人事部 人事総務部担当	保険契約等の取引があります。
		(株)白洋舎社外取締役	取引関係はありません。
		(株)セーフティ社外監査役	取引関係はありません。
		NHSインシュアランスグループ(株) 社外取締役	取引関係はありません。
		公益社団法人ユナイテッド・ ワールド・カレッジ日本協会 理事	取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	富 山 和 彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、就任した2023年6月29日以降に開催された13回中11回に出席いたしました。他社における企業経営の経験とグローバル経営全般に亘る識見に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。また、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行しております。
社外取締役	稲 川 文 雄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、就任した2023年6月29日以降に開催された13回全てに出席いたしました。他社における取締役の経験と金融全般に亘る識見に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。また、金融全般および経営経験者としての専門的な知見を活かし、経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくなど、職務を適切に遂行しております。

区 分	氏 名	活 動 状 況
社外監査役	米 田 隆	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会7回全てに出席いたしました。他社における企業経営の経験とグローバル経営全般に亘る識見に基づき、取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。
社外監査役	井 口 泰 広	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会7回のうち6回に出席いたしました。他社における経営企画部門、リスク管理部門、人事部門および事務・システム統括部門長の経験と管理部門全般に亘る識見に基づき、取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
イ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
ロ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,600千円

(注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 上記のロには、英文財務諸表の監査に関わる報酬が含まれております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

a. 処分対象

太陽有限責任監査法人

b. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

c. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社および当社の子会社（以下、当社グループという）は、株主・顧客・従業員および社会からの信用が当社の長期的繁栄の基礎であることを認識し、当社の経営理念に基づいて、顧客満足度の向上とより良い社会の構築に貢献することを目指して業務を推進します。

当社グループは、全ての業務が法令・定款・社内規程等の諸ルールに適合し、かつ効率的に行われるよう体制の整備を行い、その体制の不断の維持発展に努めます。

内部統制システムのさらなる充実を図るため、原則として毎年、基本方針の見直しの可否を検討します。

② 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、リスク・コンプライアンス委員会をコンプライアンス全体を統括する組織として設置するとともに、社長直轄の内部監査室が内部監査を行います。

当社は、取締役および社員がコンプライアンス規程に従い、法令を遵守することを徹底します。

当社は、相談・通報体制を設け、コンプライアンス違反に関するリスクを未然に管理します。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、重要な会議の議事録を保管するとともにその他文書および情報の保存・管理を行います。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、損失の危険につき包括的に管理しています。同委員会の全社の方針設定および監督の下に、各種専門委員会においてそれぞれの分野に係るリスクとコンプライアンスの管理を行います。

有事の場合には、緊急事態対策規程に則り、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理マニュアルに従って危機管理に当たります。

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行います。

また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役を中心とする経営会議を原則月2回以上開催し、業務執行に関する機動的意思決定を図ります。

当社は、予算管理制度・人事管理制度・会社規程等を適宜見直すとともに内部統制制度を整備し、職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保します。

⑥ 当社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。

子会社の経営に関する重要事項は当社の経営会議および取締役会に付議します。

子会社における業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認します。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の子会社にはコンプライアンス担当者を設置します。

当社のリスク・コンプライアンス委員会は当社の子会社も対象範囲としてグループ全体の管理を行います。

当社のコンプライアンス規程は当社の子会社にも適用します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行います。また子会社の経営効率を向上させるため、事業および経営内容を的確に把握します。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を当社グループのコンプライアンス全体を統括する組織として設置するとともに、社長直轄の内部監査室が内部監査を行います。

当社は、当社グループの取締役および社員がコンプライアンス規程に従い、法令を遵守することを徹底します。

当社は、相談・通報体制を設け、当社グループのコンプライアンス違反に関するリスクを未然に管理します。

当社の監査役は子会社の監査役を兼ね、必要な監査を定期的に実施します。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人を監査役会事務局に配置しています。当社は、監査役の求めに応じ監査役が外部弁護士およびコンサルタント等に必要な場合相談できるよう便宜を提供します。

⑧ 当社の取締役および使用人が監査役会または監査役に対して報告するための体制

その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役が当社の取締役会および経営会議を含む重要会議に出席し、参加者より業務執行状況に関する説明を受けることができるよう体制を整えます。

また監査役が主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人にその説明を求めることができるよう、体制を整備します。

当社および当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、法令に従い直ちに監査役に報告します。

監査役が当社社内の関係委員会、関係部門および会計監査人と連携して業務執行状況を十分かつ効率的に監督監視できる体制を整備します。

- ⑨ 子会社の取締役および監査役ならびに使用人等、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還ならびに費用の処理を行います。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした対応をします。

反社会的勢力排除に向けた行動指針をコンプライアンス規程に定め、社員に周知徹底します。

情報収集に努め、トラブル発生時には、関係機関や専門家と緊密に連絡を取り迅速に対応できる体制を整備します。

⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることの確保に対する取組みの状況

当社は、当事業年度において取締役会を計17回開催し、重要な意思決定および取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、当事業年度において経営会議を計24回開催し、業務執行に関する機動的な意思決定を行っております。

ロ. リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会が年1回主要な全社的リスクを洗い出し、管理方針を審議決定し、対策の進捗状況を年4回のリスク・コンプライアンス委員会で審議するとともに、年1回経営会議、取締役会に報告しております。

ハ. コンプライアンスに対する取組み

当社は、以前より業務を是正する機会を充実させる仕組みとして「ヘルプライン窓口」（社内窓口）を設置し、法令違反や不正行為等に関する情報を円滑に取得できる体制を整備しております。2015年度において、新たに社外の法律事務所にも連絡・相談窓口を設置し、コンプライアンスに関する一層の強化に努めております。

ニ. 監査役監査の実効性の確保のための取組み

当社の監査役は、取締役会・経営会議に出席して提言を行うほか、必要に応じて取締役や役職員に対して報告を求めています。監査役会は、当事業年度において7回開催され、各監査役から監査に関する重要事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、社外取締役、会計監査人および内部監査室との会合を実施することで情報交換および相互の意思疎通を図っております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	11,584,609	流動負債	7,823,548
現金及び預金	2,536,053	支払手形	28,542
受取手形	73,549	電子記録債権	2,423,331
電子記録債権	243,806	買掛金	1,040,481
売掛金	4,775,806	短期借入金	1,500,000
商品及び製品	241,094	1年内返済予定の長期借入金	1,118,500
仕掛品	2,122,085	リース債務	193,711
原材料及び貯蔵品	957,721	未払金	176,262
未収消費税等	402,218	未払費用	270,514
その他	235,838	未払法人税等	169,077
貸倒引当金	△3,565	前受金	167,820
固定資産	13,059,492	賞与引当金	298,907
有形固定資産	7,647,246	受注損失引当金	545
建物	2,943,484	その他	435,853
構築物	118,222	固定負債	5,872,169
機械及び装置	1,301,426	長期借入金	2,616,500
車両運搬具	9,955	リース債務	935,931
工具器具備品	102,653	再評価に係る繰延税金負債	358,749
土地	1,823,248	退職給付引当金	1,500,538
リース資産	1,096,847	その他	460,450
建設仮勘定	251,408	負債合計	13,695,717
無形固定資産	159,917	純資産の部	
借地権	79,530	株主資本	8,848,244
ソフトウェア	29,729	資本本金	1,930,940
リース資産	17,467	資本剰余金	1,507,287
その他	33,190	資本準備金	524,642
投資その他の資産	5,252,327	その他資本剰余金	982,645
投資有価証券	2,474,026	利益剰余金	5,419,292
関係会社株式	357,905	利益準備金	36
関係会社長期貸付金	1,442,517	その他利益剰余金	5,419,256
長期前払費用	26,337	別途積立金	1,400,000
繰延税金資産	885,971	圧縮記帳積立金	4,429
その他	68,313	繰越利益剰余金	4,014,826
貸倒引当金	△2,745	自己株式	△9,275
資産合計	24,644,101	評価・換算差額等	2,100,139
		その他有価証券評価差額金	1,285,737
		土地再評価差額金	814,401
		純資産合計	10,948,384
		負債・純資産合計	24,644,101

損益計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金	額
売上	上	高				16,538,107
売	上	価				12,823,437
販	費	原	利	益		3,714,669
営	及	総	一	般	管	理
営	業	業	外	収	益	2,737,289
受	取	配	当	金	74,452	
為	替	差		益	199,264	
設	備	賃	貸	料	42,263	
ス	ク	ラ	ッ	プ	売	却
受	取	ロ	イ	ヤ	リ	テ
受	取	取	補	償	イ	金
保	険	解	約	返	戻	金
そ		の				他
営	業	外	費	用		509,738
支	払	利	息		75,246	
賃	貸	設	備	原	価	16,896
ク	レ	ーム	対	策	関	連
シ	ン	ジ	ケ	ー	ト	ロ
補	償	金	原	価	料	数
生	命	保	険	料		
そ		の		他		
経	常	利	益		36,606	217,745
特	別	利	益			1,269,372
固	定	資	産	売	却	益
投	資	有	価	証	券	売
特	別	損	失			益
固	定	資	産	除	却	損
減	損		損			失
関	係	会	社	株	式	評
税	引	前	当	期	純	損
法	人	税	、	住	民	税
法	人	税	等	調	整	額
当	期	純	利	益		
					282,937	△81,018
					△718,140	△435,202
						354,183

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金				別 途 積 立 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,920,737	514,452	982,645	1,497,098	36	1,400,000	6,484	3,886,006
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	10,203	10,189		10,189				
剰 余 金 の 配 当								△227,418
当 期 純 利 益								354,183
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩							△2,055	2,055
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	10,203	10,189	－	10,189	－	－	△2,055	128,820
当 期 末 残 高	1,930,940	524,642	982,645	1,507,287	36	1,400,000	4,429	4,014,826

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	利益剰余金合計						
当 期 首 残 高	5,292,527	△9,225	8,701,137	664,919	814,401	1,479,321	10,180,458
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行			20,392				20,392
剰 余 金 の 配 当	△227,418		△227,418				△227,418
当 期 純 利 益	354,183		354,183				354,183
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩	－		－				－
自 己 株 式 の 取 得		△50	△50				△50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				620,818	－	620,818	620,818
当 期 変 動 額 合 計	126,765	△50	147,107	620,818	－	620,818	767,925
当 期 末 残 高	5,419,292	△9,275	8,848,244	1,285,737	814,401	2,100,139	10,948,384

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ. 子会社および関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ. 製品・仕掛品

見込み生産品は移動平均法による原価法、受注生産品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

ロ. 商品・原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産および投資

その他の資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがあるものは当該保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込基準により計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存期間以内の一定年数（13年）による定額法により、発生年度より費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務を充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 駆動システム事業

駆動システム事業においては、主に精密研削ボールねじ、及び転造ボールねじの製造及び販売を行っております。商品又は製品の国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷日基準にて収益を認識しており、輸出版売については、船積が完了して所有権が移転した時点にて収益を認識しております。

ロ. 金型システム事業

金型システム事業においては、主に積層精密プレス型、及びモーターコアの製造及び販売を行っております。積層精密プレス型については個々の売買契約に準拠した基準にて収益を認識しております。モーターコアの国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷日基準にて収益を認識しており、輸出版売については、船積が完了して所有権が移転した時点にて収益を認識しております。

ハ. 機工・計測システム事業

機工・計測システム事業においては、主に平面研削盤、及び保持工具の製造及び販売を行っております。平面研削盤等については個々の売買契約に準拠した基準にて収益を認識しております。保持工具の国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷日基準にて収益を認識しており、輸出版売については、船積が完了して所有権が移転した時点にて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の金利変動リスク |
| ③ ヘッジ方針 | 当社は堅実経営の観点から、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価は省略しております。 |

2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社投融資)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

勘 定 科 目	当 事 業 年 度
関 係 会 社 株 式	357,905千円
関係会社長期貸付金	1,442,517千円
関係会社株式評価損	1,361,162千円

なお連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記（KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD.（以下「KJTH社」）の買収により認識されたのれんを含む固定資産の減損）に記載しております、KJTH社ののれんの減損損失721,942千円の計上に伴い、当社が保有するKJTH社の株式の実質価額が著しく低下したため、当該株式について上記の関係会社株式評価損1,361,162千円を計算書類において特別損失として計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、国内外の連結子会社6社及び持分法適用関連会社2社に対する関係会社株式を保有しており、いずれも市場価格のない株式であります。

これらの関係会社においては、経済環境の変化や予測できない費用の発生等の影響により当社グループが計画したとおりの成果が得られる保証はなく、関係会社各社の業績の悪化により関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度に評価損が認識される可能性があります。

また、関係会社に対する貸付金の評価については、関係会社各社の将来の事業計画及び事業環境等を基礎として、貸付金の回収可能性を判定しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,835,460千円
機械装置及び運搬具	937,158千円
工具器具備品	7,894千円
土地	946,617千円
投資有価証券	85,991千円
計	3,813,122千円

上記資産は短期借入金1,265,991千円（1年内返済予定の長期借入金366,095千円を含む）の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,071,713千円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(3) 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証

Jenaer Gewindetechnik GmbH	16,332千円
----------------------------	----------

(4) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関6行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	3,600,000千円
借入実行残高	1,500,000千円
差引額	2,100,000千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	728,285千円
② 長期金銭債権	1,442,517千円
③ 短期金銭債務	121,145千円

(6) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に、税効果相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部にそれぞれ計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4項に定める「当該事業用土地について地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」により算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と
再評価後の帳簿価額との差額 Δ 827,850千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	1,981,410千円
(2) 仕入高	615,140千円
(3) 販売費及び一般管理費	11,853千円
(4) 営業取引以外の取引高	89,026千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	7,710株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
賞 与 引 当 金	91,405 千円
棚 卸 資 産 評 価 損 否 認 額	29,902
減 損 損 失	26,461
株 式 評 価 損 否 認 額	862,929
退 職 給 付 引 当 金	458,864
未 払 金	41,415
未 払 費 用	15,874
そ の 他	47,413
小 計	1,574,268
評 価 性 引 当 額	△165,240
繰 延 税 金 資 産 合 計	1,409,027
繰 延 税 金 負 債	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△502,960
買 換 特 例 圧 縮 記 帳 積 立 金	△1,951
そ の 他	△18,144
繰 延 税 金 負 債 合 計	△523,055
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	885,971

(注) 上記の他、再評価に係る繰延税金負債358,749千円を固定負債に計上しております。

7. 関連当事者等の取引に関する注記

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	クロダプレシ ジョンインダ ストリーズ (M)	所有 直接70%	製品の販売、 仕入・資金の 貸付	資金 の貸付 (注1)	168,819	関係会社 長期 貸付金	306,585
子会社	KURODA JENA TEC HOLDINGS LTD.	所有 直接100%	役員の兼任	資金 の貸付 (注1)	—	関係会社 長期 貸付金	384,844
				増資の 引受	473,140	—	—
子会社	Jenaer Gewindetec hnik GmbH	所有 間接100%	製品の販売、 仕入・資金の 貸付	資金 の貸付 (注1, 2)	238,096	関係会社 長期 貸付金	751,088

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には為替差損益が含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

8. 減損損失に関する注記

減損損失に関する情報について連結注記表 6.減損損失に関する注記（当社 富津工場）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表 9.収益認識に関する注記 に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,921円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	62円18銭

11. 金額の端数処理

千円未満を切り捨て表示しております。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に必要な応じオンライン形式も交え出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に営業の報告を求めるほか、子会社の取締役等とオンライン形式も交え意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

黒田精工株式会社 監査役会

常勤監査役 富 山 勝 年 ⑩

社外監査役 米 田 隆 ⑩

社外監査役 井 口 泰 広 ⑩

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

黒田精工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 磨紀郎	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 潤	⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒田精工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上